

愛媛県議会観光・文化振興議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、愛媛県議会観光・文化振興議員連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、本県における観光産業及び文化の振興を図るとともに、観光・文化立県愛媛を目指し、観光産業の育成・支援及び文化の発信・交流を総合的に推進することにより、地域の活性化と心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本県の観光振興を図るための調査・研究及び意見具申
- (2) 本県の文化振興を図るための調査・研究及び意見具申
- (3) 国会及び主務官庁等への陳情、連絡
- (4) その他本連盟の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 本連盟は、本連盟の目的に賛意を表する愛媛県議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 理事 5名以内
 - (5) 監事 2名
- 2 会長、副会長、事務局長、理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

(役員任期等)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期が満了しても後任者が専任されるまでの間は、その職務を行う。
- 3 会長は、本連盟を代表し、総会、臨時総会、役員会の議長となる。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が会長の職務を行う。
- 5 事務局長は、本連盟の事務を統括する。
- 6 監事は、本連盟の会計を監査する。

(顧問)

第7条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を委嘱することができる。

2 顧問は、役員会の諮問に応じ、又は自ら意見を述べることができる。ただし、議決に参加することはできない。

(機関)

第8条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会
- (3) 部会
- (4) 監事会

2 部会の名称及び所掌事項は、総会において決定する。

(総会等)

第9条 総会は、毎年1回開く。

2 臨時総会は、役員会の決定によって開くほか、会員の4分の1以上の要求があれば、役員会は臨時総会を開かなければならない。

3 役員会は、会長が必要と認めたときに開くほか、役員員の3分の1以上の要求があれば、会長はこれを開かなければならない。

4 部会に所属すべき議員その他部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が決定する。

5 監事会は、監事の要求によって開く。

(会議)

第10条 本連盟の各機関の会議は、原則として出席会員全員の同意をもって議事を決定する。

(予算及び決算)

第11条 本連盟の所要経費は、会員の会費並びに寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 年間予算及び決算は、総会の承認を求めなければならない。

(会費)

第12条 会員の会費は、月額1,000円とし、議員報酬より徴収する。

(会計年度)

第13条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本連盟の事務を処理するため、県議事堂内に事務局を置く。

(規約の改正)

第15条 本規約は、総会において改正することができる。

附 則

本規約は、令和5年7月7日から施行する。